

後期高齢者医療広域連合議会(2021年7月19日)

後期高齢者議会臨時会について

- 一、後期高齢者医療広域連合議会臨時会が、7月19日午前10時からメルパルク名古屋で開催されました。
- 一、5月の各自治体での議員の所属委員会等の変更に伴い、各自治体から選出される後期高齢者医療広域連合議会の議員も変わり、議会人事と条例改正の専決処分の議案が審査されました。
- 一、日本共産党からは、さいとう愛子名古屋市長議員と伊藤建治春日井市議、江幡満世志大口町議の3人が広域連合議員に選出されています。
- 一、連合長は今年5月から太田稔彦豊田市長が、副連合長は今会の議会で成瀬敦幸田町長に変わりました。議長には田中里佳議員(名古屋市)、副議長に松下昭憲議員(あま市)が選任されました。議選の監査委員に足立初雄議員(幸田町)を選出しました。識見の監査委員は後藤道夫氏(元名古屋市職員)が継続して就任しています。
- 一、議案2件は専決処分の条例改正案で、伊藤議員が議案質疑を行いました。日本共産党は、これらの議案に賛成しました。

後期高齢者広域連合での議案に対する態度(2021年7月19日)

愛知県後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会(2021年7月19日)

議案	各議員の態度		結果	内容
	共産党	他議員		
正副議長の選挙	○	○	可決	議長：田中里佳(名古屋市議、天白区、名古屋民主) 副議長：松下昭憲(あま市議)
副連合長の選任	○	○	可決	成瀬敦(幸田町長)
監査委員の選任(議選)	○	○	可決	足立初雄(幸田町議)
愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分(3月17日専決)	○	○	可決	新型コロナウイルス感染症の定義が、新型インフルエンザ等対策特別法の附則に規定した感染症から、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に中国からWHOに対して報告されたもの)である感染症)に法律が変わったため。
愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分(6月16日専決)	○	○	可決	新型コロナの影響で収入減少した場合の保険料減免の対象を拡大する。2019・2020年度の保険料で8年2020年2月1日～2021年3月31日の納期を対象にしていたものを、2019・2020年度分は2020年2月1日～2022年3月31日の納期対象に拡大し、新たに2021年度分は2021年4月1日～2022年3月31日の納期までの分を減免の対象とする。

態度：○=賛成 ●=反対

日本共産党以外の全議員は同じ態度でした。

議案質疑(2021年7月19日)

コロナの影響による保険料減免の延長はいいが、収入の比較年度は前年でなくコロナ前に改めよ

(春日井市)伊藤建治議員



(後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関する質疑)

収入減少世帯への減免特例の実績は

【伊藤議員】この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した等の世帯に属する方に対する保険料の減免の特例を一年延長したものです。この特例を実施した2020年度の実績を伺います。

2020年度の対象者は1,427人、
減免額は1億5,331万円

【管理課長】2020年度のコロナ減免は、2019年度及び2020年度の保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった方などを対象に実施した。2019年度分の減免が1,233人、2,212万4,900円で、2020年度分の減免が、1,418人、1億3,118

万8,300円。よって、2020年度の減免実績としては、延べ2,651人(実人数で1,427人)、減免額は1億5,331万3,200円。

2021年度の減免はいつの収入と比較するのか

【伊藤議員】この減免を2021年度も実施することですが、2021年の事業収入等の見込みと比較する収入は、コロナの影響が出る以前の2019となるのか、前年の2020年となるのか。

前年の収入から3割以上減少する見込みの人が対象

【管理課長】要綱で、2021年度のコロナ減免は、2021年の事業収入等の見込みを前年2020年の事業収入等と比較して、10分の3以上減少する見込みであることなどを減免の要件としている。

2020年に減免を受けたが、さらに3割減収にならないため減免から外れる人はどれだけか(再質問)

【伊藤議員】この減免を一年延長するにあたり、2021年の事業収入等の見込みと比較する収入は前年2020年とのことです。昨年に引き続き、コロナの影響により収入が減少している方でも、前年よりもさらに3割の収入減がなければ減免対象から外れてしまう。収入の回復がないのに、減免から外れてしまう方がいるということです。こうした方が、2020年度に減免を受けた方のうち、何人程度いると見込んでいるのか。

2021年度の収入見込みを把握することは困難なのでわからない

【管理課長】2020年度に収入減を事由としたコロナ減免を受けられた方の中には、2021年に収入の回復が見込まれないにもかかわらず、2021年度のコロナ減免の対象とならない方も、一定程度はいるものと認識しています。しかし、広域連合では、被保険者の属する世帯における主たる生計維持者の2021年の事業収入等の見込みを把握することはできないため、

そのような方がどの程度いるかということを見込むことは困難。

コロナの影響を受ける前の年の収入との比較で判定をすべきではないか

【伊藤議員】コロナ禍における収入減に考慮した減免であるならば、コロナの影響を受ける前の2019年の収入との比較により判定することができるようにすることも必要だと思います。こうしたことが、広域連合の判断でできるのか。また、そうする考えはないのか。

法の定めがないので基準念を変えることは可能だが財源がないので考えない(事務長)

【事務局長】保険料の減免基準をどのように定めるのかについて、法令に特段の定めはないので、広域連合の判断でコロナの影響を受ける前の令和元年の収入との比較をする取り扱いにすることは可能です。しかし、広域連合には独自の財源がありませんので、コロナ減免のように財政に大きな影響を与える制度を設けようとする場合には、国からの財政支援の有無等、財源の確保を含めて慎重に判断する必要があります。2021年度のコロナ減免について、要する費用は国の財政支援の対象とされているが、その要件に、主たる生計維持者の事業収入等の減少見込み額が、前年の10分の3以上ある世帯に対する減免であることが示されている。

本広域連合としては、この要件を踏まえ、2021年度のコロナ減免における事業収入等の減少見込みは前年の収入との比較により判定することとした。

真に困っている人すべてを対象とできるような制度設計を(意見)

【伊藤議員】特例の延長をすること自体は必要な事であり、本承認議案についても反対はしませんが、コロナ禍の影響を受けている人を救うという目的からすると、今回の内容では足りない部分があるということは申し上げておきます。目的に照らして真に困っている人すべてを対象とできるような制度設計をすることが必要です。各広域連合にてその判断はできるとのことですので、ご検討いただきたいと思っております。

後期高齢者医療制度についての 大切なお知らせです

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 → **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、右ページの(1)~(3)の全てに該当する方 → **保険料の一部を減額**

ご自身が減免の対象になるかについては、お住まいの市区町村にお問合わせください。

詳しくは右面をご覧ください。

【保険料の一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について
 (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに本年の収入のいずれかが、令和2年と比べて**10分の3以上減少する見込み**であること
 (2) 令和2年の所得の合計額が**1000万円以下**であること
 (3) 令和3年に減少が見込まれる収入にかかわらず、令和2年の所得の合計額が**400万円以下**であること

【保険料の減免額】は、減免対象の保険料額(A×B/C)に、令和2年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険料額(A×B/C)	所得の合計額に応じた減免割合(D)
A: 減免の対象となる令和3年度保険料額	主たる生計維持者の令和2年度所得の合計額が300万円以下の場合: 全額(100%)
B: 世帯の主たる生計維持者の収入のうち、令和2年に減少が見込まれる収入にかかわらず、令和2年の所得の合計額	400万円以下の場合: 100%
C: 世帯の令和2年の所得の合計額	550万円以下の場合: 100%
	750万円以下の場合: 100%
	1,000万円以下の場合: 100%

減免額の計算例
 (令和2年の収入) 171,000円 (0.0001) × (令和2年の収入) 1,000円 × (令和2年の収入) 1,000円 × (令和2年の収入) 1,000円 × (令和2年の収入) 1,000円 = 171,000円
 (令和2年の収入) 171,000円 × (令和2年の収入) 1,000円 × (令和2年の収入) 1,000円 × (令和2年の収入) 1,000円 = 171,000円
 (令和2年の収入) 171,000円 × (令和2年の収入) 1,000円 × (令和2年の収入) 1,000円 × (令和2年の収入) 1,000円 = 171,000円